

樹木の伐採等に御協力ください！

—道路の安全な通行を確保するために—

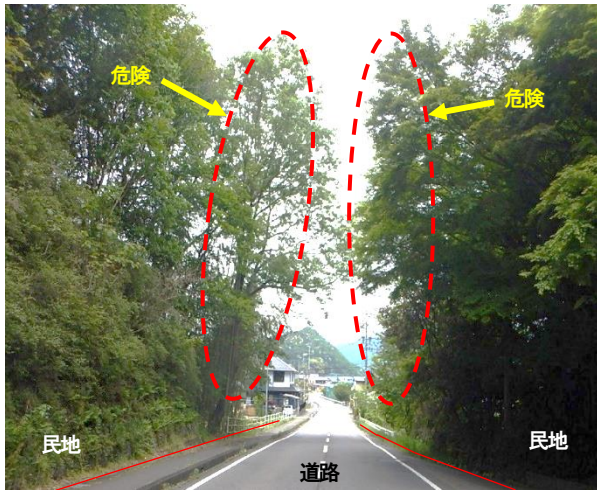
公道に接する民地で管理している樹木などが、倒れたり落下するなどして、車両や通行者に迷惑をかけることがあります。

これらが原因で事故が発生した場合、法律により樹木の所有者が責任を問われることがありますので、道路通行の支障となる、又は倒れそうな樹木については伐採等をお願いします。

- ・民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
- ・道路法第43条 道路に関する禁止行為

なお、樹木の伐採等については、負担軽減を目的とした補助制度も御活用ください。(※)

道路通行の支障となる事例



【作業時の注意事項】

- ・電線や電話線があるところは、大変危険です。最寄りの電気事業者や通信事業者に御相談ください。
- ・通行する車両や自転車、歩行者の安全確保に注意してください。
- ・道路上で作業するときは、手続き(道路使用許可、道路占用許可等)が必要となる場合があります。下記の道路管理者までお問い合わせください。

(※)【樹木の伐採に関する補助制度】

県が管理する道路のうち、緊急輸送道路又は孤立予想集落に通じる道路沿いの民有地の樹木を伐採する場合は、補助事業の対象となります。

○問い合わせ先(道路管理者)

岐阜県: 県土整備部道路維持課路政係

電話: 058-272-8572